

参考資料

目 次

第1	各室の考え方	- 1 -
1	教室	- 1 -
2	特別教室	- 2 -
3	多目的室	- 4 -
4	管理諸室	- 5 -
5	給食室	- 8 -
6	運動施設（小学校）	- 9 -
7	屋外付帯施設等	- 9 -
第2	グラウンドの規模	- 10 -
第3	標準的な仕上げ仕様	- 11 -
1	内部仕上げ	- 11 -
2	外部仕上げ	- 11 -
第4	空調設備	- 11 -
第5	その他学校に必要な施設整備（教育委員会所管の施設以外）	- 12 -
1	放課後キッズクラブ（小学校のみ）	- 12 -
2	防災備蓄庫	- 12 -
3	はまっこトイレ	- 12 -

※ 本参考資料の記載内容の具体化については、設計業務を進める段階において、学校関係者等と協議し決定することになります。

第1 各室の考え方

1 教室

(1) 普通教室

ア 普通教室は他の諸室に優先して日照、採光、通風等の環境条件の良い場所に配置します。

イ 各学年の学級数が増減した場合においても、空間的なまとまりを崩すことなく増改築が可能な計画とすることが望ましいです。

ウ 普通教室と廊下の間は、児童・生徒が授業に集中できるよう音・視線に配慮するとともに、更衣時の教室外からの視線に配慮します。また、固定の間仕切り部分を設け掲示が可能な仕様にするなど、児童の作品等の掲示に対応できる計画とします。

〈小学校〉

エ 1教室の定員は、1、2年生は35人、これより高学年は40人です。

オ 高学年になると特別教室の利用が増えるため、動線計画に注意します。

〈中学校〉

カ 1教室の定員は40人です。

キ 特別教室の利用頻度が多くなり内容も高度化するため、普通教室は静かで落ち着いた学習ゾーンとし、活動的な特別教室群と分離させることが望ましいです。

(2) 個別支援教室

ア 個々の児童・生徒の障害の状態や程度に応じた学習をするための少人数の教室です。

イ 本市には「知的障害」「自閉症・情緒障害」「弱視」の個別支援学級があります。なお、「弱視」の個別支援学級は対象となる児童・生徒が在籍している場合に設置しています。

ウ 普通教室と同様、他の諸室に優先して日照、採光、通風等の環境条件の良い場所に配置します。

エ 一般学級との交流授業を考慮し、普通教室群の中に配置します。

オ 安全な生活環境を確保することのできる配置計画とします。設置階は1階又は2階とし、災害時の避難等にも配慮し1階に配置することが望ましいです。

カ 緊急事態の連絡のため職員室・保健室への動線に配慮するとともに、昇降口・便所に近い配置とします。また、小学校では給食室からの配食に配慮した位置とします。

キ 1教室の定員は8人です。

(3) 特別支援教室

ア 児童・生徒が、在籍する学級を離れて学習するためのスペースです。

イ 緊急事態の連絡のため職員室・保健室・昇降口への動線に考慮した位置とします。

2 特別教室

(1) 理科教室

- ア さまざまな種類の観察、実験、飼育、栽培、制作等を行うための教室です。
- イ 使用する机は、化学、生物領域に適した実験台を基準としています。
- ウ 第二理科室を設置する場合は、原則として第一理科室と同じ仕様とし、近接させるよう設計します。

(2) 音楽教室

- ア 歌唱、楽器演奏、音楽鑑賞等の学習を行うための教室です。壁、建具は防音仕様とします。
- イ クラブ活動（小学校：マーチング、中学校：ブラスバンド）を行うこともあるため、配置計画にあたっては校舎内や近隣への影響が最も少なくなるよう検討します。
- ウ 第二音楽室を設置する場合は、原則として第一音楽室と同じ仕様とし、近接させるよう設計します。

(3) 家庭科教室（小学校）

- ア 5、6年生を対象に調理、被服製作、アイロン及び洗濯等の実習を行うための教室です。
- イ 年間を通して教室の使用時間が少ないため、使用しない時間帯は会議、グループ活動等多目的に利用する場合があります。

(4) 図画工作教室（小学校）

- ア 絵画、版画、木工、彫金等の製作を行うための教室です。
- イ 授業内容によっては、戸外のテラス、中庭、ピロティ等が利用できると有効です。

(5) コンピュータ教室

- ア 防塵・防砂対策のため原則2階以上の配置とします。
- 〈小学校〉
- イ 特定の教科での設定は無く、全ての教科での学習を行うための教室です。
- 〈中学校〉
- ウ パソコンでの調べ学習やプレゼン学習等を行うための教室です。

(6) 図書教室

- ア 一般的読書、教科学習、読書指導、図書館利用指導、館外貸出、放課後学習、課外学習等を行うための教室です
- イ 配置計画にあたっては、校内外からの騒音に注意し、静かで落ち着いた環境が得られる場所に配置するとともに、普通教室群に近接するよう配慮します。
- ウ 一般開放を行う場合は、一般利用者の動線にも配慮した計画とします。

(7) 教育相談室

- ア 一般相談(学業、友人、家庭等の問題)や非行等の問題を起こした時の指導を行うための室です。
- イ 室の用途上、視線等に配慮する必要性から一般的には普通教室群、校長室、職員室から離れた位置に配置します。

(8) 調理教室（中学校）

ア 日常食の調理の他、栄養、食品、食事作法等の実習を行うための教室です。

イ 年間を通して教室の使用時間が少ないため、期間を限定した上で、会議、グループ活動等多目的に利用する場合があります。

(9) 被服教室（多目的）（中学校）

ア 被服製作、アイロン、洗濯、染物等の実習や、住居や保育の学習を行うための教室です。

イ 年間を通じて教室の使用時間が少ないため、使用しない時間帯は会議、グループ活動等多目的に利用します。

(10) 美術教室（中学校）

ア 絵画、版画等の製作や石膏、粘土、石材、板材、金属等を用いた製作を行うための教室です。

イ 授業内容によっては、戸外のテラス、中庭、ピロティ等が利用できると有効です。

(11) 金工・木工教室（中学校）

ア 金属や木材の切断、研磨、組立、塗装等の学習を行うための教室です。

イ 学校内外への騒音対策が必要なため、配置計画にあたっては十分な検討が必要です。

ウ 資材や教材の搬入等に配慮し、1階に配置します。

また、戸外の作業スペースが確保されていると塗装等の学習に有効です。

(12) 教科資料室（中学校）

ア 特別教室を持たない教科（数学、国語、社会、英語）の書籍・書類・資料や利用頻度の少ない図書等を保管するための室を3室設置します。

イ 3室のうち1室は図書等を保管する室なので、図書室に隣接する場所に設置することが望ましいです。

(13) 特別活動室（中学校）

生徒会本部役員と顧問の打ち合わせ、会議、行事等の準備を行うための室です。

(14) 進路指導室（中学校）

主に生徒の進路指導を行うための室です。

3 多目的室

(1) 多目的室（水廻り学習等）（小学校）

- ア 第二理科室的な利用や、水を使用する生活科、書写、総合的な学習を行うための室です。
- イ 多目的に利用するため机は可動式とします。
- ウ 授業内容によっては室内の流しで足りない場合があるため、廊下に設ける水飲み場に近接するよう配置します。

(2) 多目的室（集会・発表等）

- ア 音楽科、社会科、総合的な学習等において、学級、学年、縦割り等でのグループ学習や一斉学習等の多様な学習を行うための室です。
- イ 映像、音楽等を視聴する際にも使用します。
- ウ 配置計画にあたっては、音楽活動も行うため校舎内や近隣への影響が最も少なくなるよう検討します。

<小学校>

- エ ステージを設けて、合唱、合奏、集会、発表等を行えるようにします。

<中学校>

- オ 音楽活動で使う頻度が高いため、準備室を設けて楽器収納のスペースを確保します。

(3) 多目的室（少人数指導）

教科の理解度によりクラスを2～3グループに分けて、少人数できめ細かい授業を行うための室です。

(4) 多目的室（学校指定）

- ア 学校現場に求められる課題に対応する室として整備します。
- イ 具体的な用途としては、国際教室、不登校対応、郷土資料室、児童会議室、個別級の増対応等があげられます。

4 管理諸室

(1) 校長室

ア 校長が執務、会議、応接等を行うための室です。原則、職員室と隣接させます。

イ 原則、グラウンドに面する位置に配置します。

(2) 職員室

ア 教職員が執務、児童・生徒指導、意思伝達会議等を行うための室です。

イ 学校全体を把握できるよう校舎の中央に配置します。それにより死角をなるべく少なくし、グラウンドを見渡せるようにします。

ウ グラウンドへすぐに出られるよう原則として1階に配置し、2階に配置する場合は直接グラウンドへ至る外部階段等を設けます。

エ 個人情報や成績を扱う事務が多くあるため、プライバシーを確保しやすい設えとします。

(3) 事務室

事務員が事務処理の執務を行うための室であり、可能な限り職員室に近接するよう設計します。

(4) 保健室

ア 病気やケガの救急処置や健康診断、休養等に対応するための室です。

イ 1階に配置し外部からの出入口を設置するとともに、足洗い場、水飲み場を設置します。

ウ 原則、グラウンドに面する位置に配置します。

(5) 保健相談室

ア 児童・生徒の保健組織活動や心身の問題の相談、指導を行う室です。

イ 保健室と隣接し、保健室からの出入口を設けます。

(6) 放送スタジオ室

ア 教職員、児童・生徒による校内放送や、映像・音響ソフトの編集作業を行うための室です。

イ 原則、グラウンドに面する位置に配置することが望ましいです。

(7) 会議室

主に教職員が会議を行うための室です。

(8) 印刷室

ア 教職員の学校経営、学級経営やPTA活動に必要な印刷、複写、切断、穴あけ製本を行うための室です。

イ 印刷用の用紙を保管するスペースを確保します。

(9) 職員更衣室

ア 教職員が、体育授業や実習授業等のため着替えを行うための室です。

イ 男女別にシャワー室を1か所設けます。

(10) 技術員室・湯沸室

- ア 学校内の清掃、樹木の剪定、小規模な修理等の学校環境の維持管理の用務を行う学校用務員のための室です。
- イ 室内は水作業を行う湯沸室と執務を行う技術員室で構成されています。

(11) 休養室

- ア 体調不良の教職員等が休息に利用するための室です。
- イ 男女別に整備することとし、横になれる設えとします。

(12) 職員玄関

- ア 教職員や来客が、靴を上履き、スリッパ等に履き替えるためのスペースです。
- イ 設置場所は、職員室に近接するよう設計します。
- ウ 外来者の出入口となるため、電気錠等の防犯上の設えが必要です。

(13) 地域交流室

- ア 学校と地域が連携し学校経営に関する会議、活動等を行うための室です。
- イ 設置場所は1階とし、外部からの出入口を設置します。
- ウ 学校内のトイレを使用することもあるため、トイレまでの動線計画を十分検討する必要があります。
- エ 将来入る機器設置に備えて電源コンセントの数を想定し設置します。
- オ 閉校期間中でも利用が可能となるよう配置計画やセキュリティ上の配慮が必要です。

(14) P T A会議室

- ア P T A活動のための、会議、資料作成等を行うための室です。
- イ 将来入る機器設置に備えて電源コンセントの数を想定し設置します。
- ウ 閉校期間中でも利用が可能となるよう配置計画やセキュリティ上の配慮が必要です。

(15) 教材・教具室（小学校）

学習の材料や学習のために使用する道具を保管するための室です。

(16) 資料室

教材以外の資料を保管するための室です。

(17) 耐火書庫

特に重要な物品や書類（学籍簿等の学校保存公文書、準公文書等）を保管するための書庫で、火災時の火熱に耐えるような構造にします。

(18) 変電室

- ア 引込み電力は、3相3線式6,600Vの1回線受電です。
- イ 変電室へは前後面保守型のキュービクル式配電盤を設置します。
- ウ 位置は、幹線の配線や機器の更新が容易なように原則として1階に配置し、車両が寄り付ける位置に外部からの出入口を設けます。

(19) 倉庫

学校施設の営繕用や学校環境管理に必要な用具・道具類（大工用具、樹木の剪定道具等）、資材等を保管するための室です。

(20) 児童・生徒更衣室

小学校では基本的に体育の授業で、中学校では体育の授業のほか部活動のために体操着や水着等に着替えをするための室です。

(21) 昇降口

児童・生徒が、外履きと上履きを履き替えるためのスペースです。

登下校時に職員室・保健室を通過しないよう配置するとともに、児童・生徒の数に応じて分散配置も検討します。

5 給食室

(1) 給食室に必要な諸室

ア 非汚染区域とする室

調理室、洗浄室

イ 汚染区域とする室

検収室、下処理室、食品庫、配膳ホール、パン置場、牛乳置場

ウ その他の区域の室

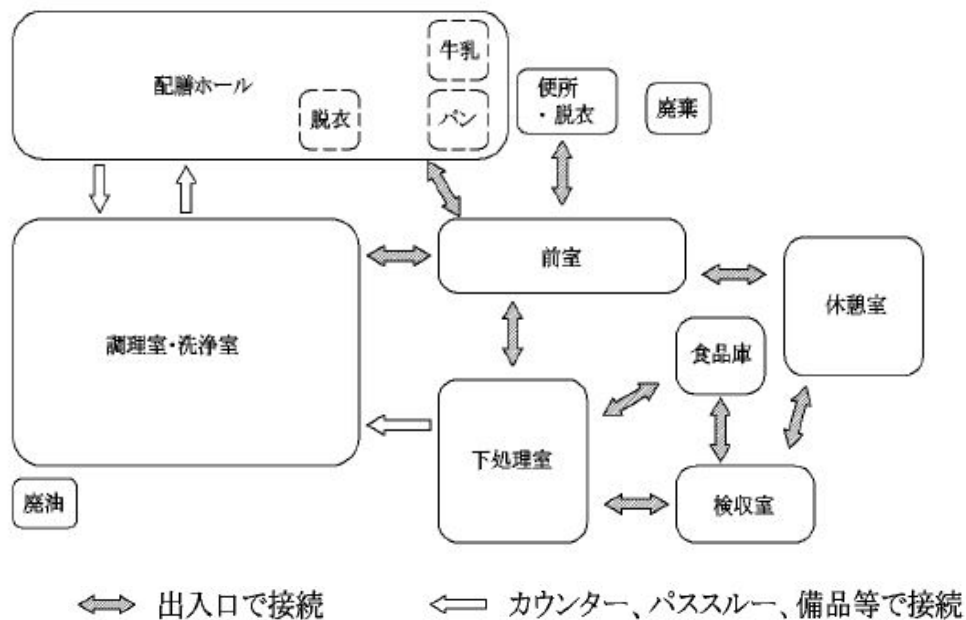
前室、休憩室、便所、脱衣スペース

エ 給食室機械室

オ 廃棄物置場、廃油置場

(2) 各室のつながり条件

■標準図における各室配置



(3) 設計上の留意事項

ア 24クラスを対象とした場合、標準的に必要な面積は給食機械室で約56㎡、その他の諸室で約305㎡です。

イ 食材を搬入するための車両は3トントラックを標準とし、学校出入口から給食室（検収室、牛乳置場、パン置場）までの動線を確保してください。

また、事故等の防止に留意して児童動線と分けた計画としてください。

ウ 配膳ホールと校舎棟（廊下）をつなぐ出入口は、混雑緩和や非常時対応のため2か所としてください。

エ 調理室内の適正な作業環境を確保するため、給排気機械は天井裏に配置せず、機械室を設けて配置してください。

6 運動施設（小学校）

(1) 体育館

原則、地上レベル（グラウンドレベル）に設置します。また、災害時における地域防災拠点に指定されている場合が多いため、教育活動エリアと避難所エリアを分離し、地域住民の動線を考慮した計画とします。

ただし、敷地条件等により基準面積を確保できない場合は、校舎組み込み型も検討します。その場合、教室等への騒音・振動対策や通風確保、避難経路などについて十分な検討が必要です。

普通教室数	基準面積（アリーナ部分）
14 教室以下	540 m ²
15 教室以上 34 教室以下	720 m ²
35 教室以上	1,080 m ²

(2) 水泳プール

原則、地上レベル（グラウンドレベル）に設置します。水槽の広さは 25m×7m（5コース）、水槽の深さは 1.0～1.2mとします。付帯施設として、循環機室、便所及び倉庫を設置します。

7 屋外付帯施設等

(1) 付帯施設

名称	標準的な大きさ	備考
プロパン庫	2.6m×2.6m	都市ガスが供給されていない場合、18 本用
ゴミ一時集積所	4.7m×1.5m	
ゴミ置場	4.0m×1.5m	屋根は設置しない
焼きがま庫	3.4m×2.9m	熱源の種類（電気、ガス、灯油等）は別途調整
体育倉庫	7.5m×4.5m	グラウンドに面するように設置
屋外倉庫	7.5m×4.5m	
飼育小屋	6.5m×2.8m	

(2) その他屋外施設

原則、次の施設を設置します。

学習施設：学級園、学校園（畑作用）、ヘチマ棚、造形砂場、百葉箱、田んぼ、旗竿台

運動施設：鉄棒、体育砂場、運動遊具（ジャングルジム、雲梯、肋木、ハントー棒）又は複合遊具

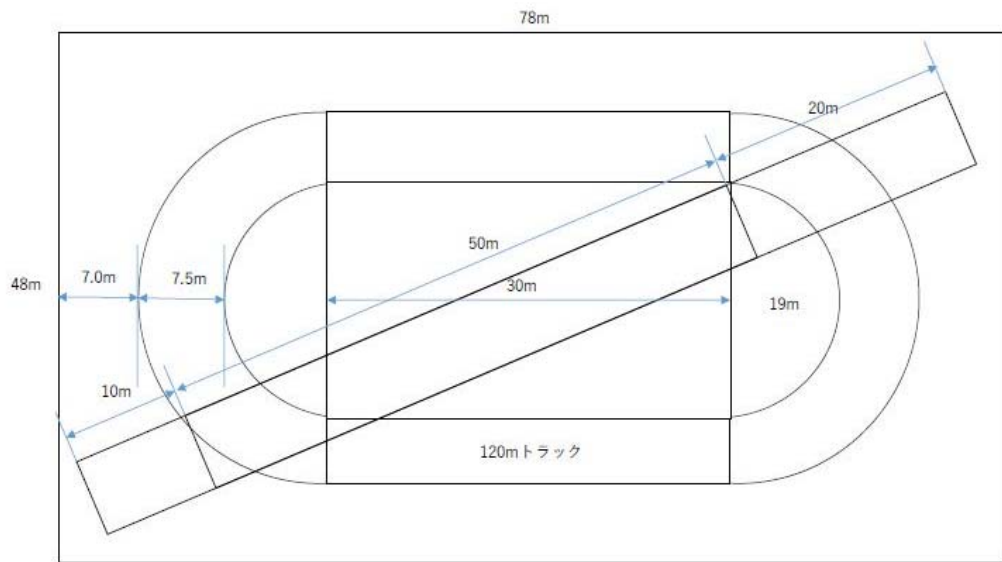
第2 グラウンドの規模

屋外運動場の形状、大きさはトラック、走路、及び球技のうち大きい面積を要するコートによって、おおよその目安を決めるのが一般的です。

本市では小学校のトラックについては120m、中学校については150mを基準としています。

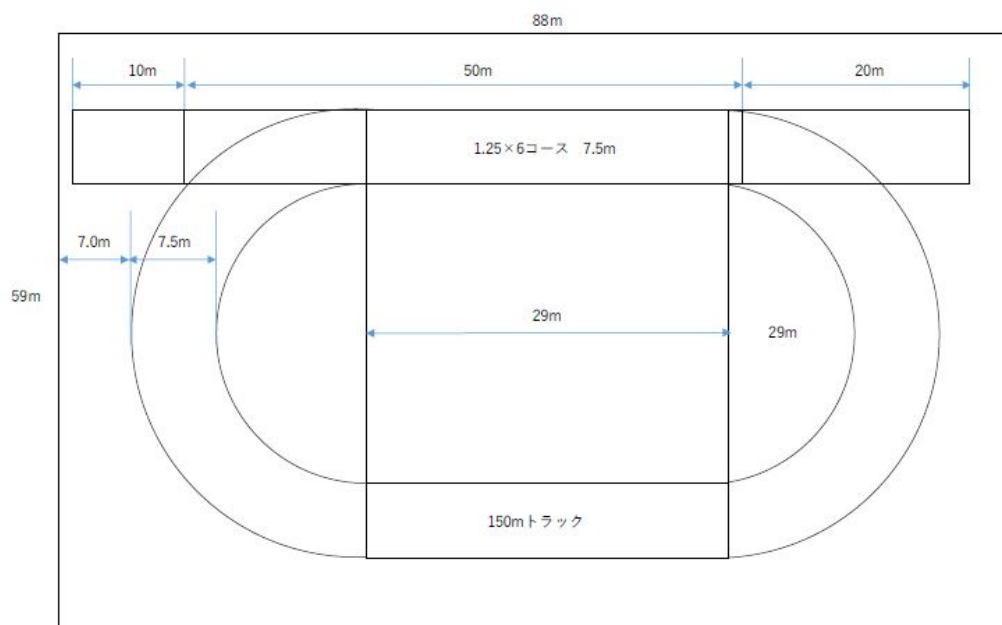
また、グラウンドの整備目標については、トラックに対して7mのクリアランスをもたせて標準面積としています。(共にL型側溝内側の面積)

小学校標準グラウンド



120mトラックを確保するために必要な校庭面積 $78\text{m} \times 48\text{m} \div 3,800 \text{ m}^2$

中学校標準グラウンド



150mトラックを確保するために必要な校庭面積 $88\text{m} \times 59\text{m} \div 5,200 \text{ m}^2$

第3 標準的な仕上げ仕様

代表的な諸室の仕上げ仕様については、次表のとおりとします。

1 内部仕上げ

室名	床	壁	天井
普通教室	ビニル床タイル張り	コンクリート打放し EP-G 塗装	化粧吸音せつこうボード張り
職員室	ビニル床タイル敷き (OAフロア下地)	コンクリート打放し、 しな合板目透し張り EP-G 塗装	化粧せつこうボード張り
廊下	ビニル床タイル張り	コンクリート打放し EP-G 塗装	化粧せつこうボード張り

2 外部仕上げ

外壁	コンクリート打ち放し 複層塗材 RE
屋根	アスファルト防水、防水押えコンクリート

第4 空調設備

次に示す教室、特別教室、管理諸室等に空調設備を設置します。

(1) 教室

普通教室、個別支援学級、特別支援学級

(2) 特別教室

理科教室、音楽教室、家庭科教室、調理教室、被服教室（多目的）、図画工作教室、美術室、
金工・木工教室、図書室、コンピュータ教室、教育相談室、進路指導教室、特別活動教室
多目的室（水廻り学習）、多目的室（集会・発表等）、多目的室（少人数）、多目的室

(3) 管理諸室

校長室、職員室、事務室、保健室、保健相談室、技術員室、放送スタジオ室、会議室、和室、
地域交流室、PTA 会議室、休養室

(4) 運動施設

体育館

第5 その他学校に必要な施設整備（教育委員会所管の施設以外）

1 放課後キッズクラブ（小学校のみ）

(1) 整備目的

「遊びの場」と「生活の場」を兼ね備えた安全で快適な放課後の居場所を提供することを目的とした施設で、学校施設と一体的に整備します。

(2) 計画上の配慮事項等

児童が放課後や休日等の学校の運営時間外に利用する施設であり、施設運営は指定管理者制度により、公益財団法人、NPO法人、株式会社等が行っているため、施設の利用動線や学校との管理区分について配慮が必要です。体育館や図書室を活動場所に利用するなど、適宜施設の相互活用も図られています。

2 防災備蓄庫

(1) 整備目的

地域防災拠点に指定されている学校について、防災資機材や食料等を保管するための防災備蓄庫を整備します。

(2) 計画上の配慮事項等

床面積は約 40 m²とします。（状況によっては分棟も検討）

災害発災時に避難場所となる体育館の近くが望ましいです。ただし、敷地内に、はまっこトイレを設置する場合は、はまっこトイレの備品を収納する可能性があります。

また、浸水地域・急傾斜地崩壊危険区域等を考慮して配置を検討します。

3 はまっこトイレ

(1) 整備目的

地域防災拠点等に公共下水道に直結した仮設トイレを整備します。

地震の影響で水洗トイレが使用不能となった場合でも、衛生的に使用できます。

(2) 計画上の配慮事項等

発災時に上屋を組み立てて使用するために、上屋の保管場所が必要となります。

また、排水にプールの水を使用することが想定されるため配置に配慮します。